

霧島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部改正について

霧島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部を次のように改正する。

令和6年2月19日提出
霧島市長 中 重 真 一

霧島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

霧島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成27年霧島市条例第14号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第59条第1項第1号、第115条の22第2項並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。)及び基準該当介護予防支援(法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。)の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(指定介護予防支援サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準)

第3条 法第59条第1項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項に規定する条例で定める指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援(以下「指定介護予防支援等」という。)

の事業の人員及び運営に関する基準並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「省令」という。）で定める基準の例による。この場合において、省令第28条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

（利用者に対する虐待の防止等）

第4条 指定介護予防支援サービスの事業を行う者は、利用者に対する虐待の防止及び利用者の権利の擁護に努めなければならない。

（指定介護予防支援サービスの指定等を受けることができる者）

第5条 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の改正に対応するとともに、本市独自基準の明確化等を図るため、本条例の全部を改正しようとするものである。